

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」005

決闘による被保険者死亡の免責約款をめぐって－保険給付の多様性(3)

改正前商法の生命保険の免責条項に「被保険者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ」(第 680 条第 1 号) という規定がある。筆者はかねてから「決闘」という言葉に疑問を抱いていた。仇討ちや幕末の暗殺の例を日本史に見つけることは決して難しくないが、日本で「決闘」が広く行われたということを聞いたことがない。なぜ保険者の法定免責事由として「決闘」があげられているのだろうか。

現行の保険法の規定の多くは、強行規定（または片面的強行規定）となっているが、改正前商法の規定の多くは任意規定であった。そのため「決闘」を法定免責事由にするかどうかは、各社の判断に委ねられるものであった。ここで史料として重要となるのが、保険証券である。戦前のわが国の保険証券のほとんどは、表彰状型でできており、裏面に約款が印刷されていた。表彰状型が多かった理由は、拙稿『物語で読み解くリスクと保険入門』日本経済新聞社、2008 年で詳しく触れたので参照されたい。

各社の免責条項は、改正前商法の規定に影響を受けながらも、微妙な給付上の微妙な違いを残しており、さらに時代とともにその内容が変化している。ここでは、免責事項全般にわたって網羅的な検証をすることはできないが、「決闘」の規定に焦点を絞ってみてゆくことにしたい。

筆者の所蔵するもっとも古い保険証券のひとつは、海国生命保険株式会社の保険金額 100 円の養老保険証券である。この証券は、明治 29 年に発行されたものであり、「法律に依り死刑の執行を受けたる時も此の契約も無効となり已に払込たる掛金は損失に帰すべし」とあるように、免責ではなく無効としており、しかも「決闘」の用語は見られない。

明治 33 年発行の養老保険の証券が二枚ある。ひとつは京都生命保険株式会社のもので保険金額は 100 円。もうひとつは朝日生命保険株式会社（現在の朝日生命とは別の会社）のもので保険金額は 500 円である。両者ともに免責事由として、「被保人が自殺決闘其他犯罪又は死刑の執行によりて死亡し若しくは甚しき粗暴等の所為により生命を短縮したるとき」（京都生命）および、「被保人自殺、争闘其他故意の所為により其生命を失い又は之を短縮したるとき」（朝日生命）が挙げられている。京都生命の規定は、改正前商法の規定をベースにしているが、さらに「甚だしき粗暴等の所為」も免責の対象に付け加えている。朝日生命の規定は、「被保人自殺、争闘其他故意の所為により其生命を失い又は之を短縮したるとき」には、保険契約が無効になるが、解約に準じて既払い保険料を払い戻すとしている。また「被保人罪囚となりて死亡したるときは拂渡すべき保険金の十分の二を削減す」として、削減払いを行うものとしているのは興味深い。

明治 38 年の名古屋生命保険株式会社（現太陽生命の前身会社）の保険金額 100 円の終身生命保険証券では、「第 15 条 左の場合に於いては会社は保険金を支払う責に任ぜず。一、被保険人が自殺（発狂と否とを区別せず）決闘其他の犯罪又は死刑の執行に因り若しくは刑の執行中に死亡したるとき」とある。自殺の括弧書きと刑の執行中の死亡を免責にして

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」005

いる点で改正前商法の免責要件とは異なっている。明治41年の仁寿生命保険合資会社（後に野村生命に合併）の保険金額300円の養老保険証券もおおむね名古屋生命と同様の規定であり、また「決闘其他の犯罪」という言葉も見られる。

大正時代の保険証券（福德生命と共済生命）の約款においても、「決闘其他の犯罪」という規定が見られる。ただし「刑の執行中の死亡」については、両者とも「一年以上の禁錮若しくは懲役に処せられ其刑の執行中に死亡したるとき」と、少しだけ寛容な約款となっている。

昭和に発行された証券にも引き続き「決闘」の文言は現れている。手元にある証券のほとんどの約款の免責事由に「決闘其他の犯罪」という表現がみられており、この言葉みられなかったのは、愛国生命（後に日本生命に合併）の保険金額2000円の興亜保険（昭和18年）のみであった。興亜保険は、戦時期に登場した特殊な保険なので、ほとんどの会社が、改正前商法の規定に準じて「決闘其他の犯罪」という表現を利用していたものとみてよいだろう。なお板谷生命を除いた約款において、「一年以上の禁錮」等の文言がなくなっており、改正前商法（第680条第1号）の規定に準じたものに収斂しているようだ。

しかしながら、敗戦後の約款では変化が見られる。昭和21年から昭和23年までに発行された保険証券の裏面に記載されている約款には、一部を除いて「決闘其他の犯罪」の規定が見られなくなった。三井生命保険株式会社の昭和21年発行の養老保険では、「第15条左の場合に於いては当社は保険金額を支払う責に任ぜず。二、被保険者が犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したるとき」と規定されている。手元にある富国生命（昭和22年）、朝日生命（昭和23年）の保険約款も同一の表記がみられる。例外として、千代田生命の保険証券（昭和23年）に記載の保険約款には、「決闘其他の犯罪」が残っている。

以上、決闘による被保険者死亡の免責約款の変遷を見る中で、「決闘」が残っている事実と、時代および会社によって免責事由が異なっていたことが確認されたが、肝心な筆者の当初の疑問はまだ解決していない。果たして、免責事由に記載されるほど「決闘」が多かったのだろうか。

宮本外骨の『明治奇聞』の記述を読み、この疑問が氷解した。少し長くなるが宮本の文章を引用しよう。「両者の間に葛藤を生じ、言論にてその曲直を定めがたき際、これを腕力の技によって勝敗を決すること、泰西文明国にても盛んに行われると聞き、いわゆる西洋カブレの余弊として明治21年の春頃、東京にて決闘申し込みということが流行し、何某は云々の件にて昨日何某に決闘を申し込みたりと言うことが、しきりに新聞紙上にも表われ、（中略）この流行は止まずして翌年におよび、決闘の挑みに応じた者はなかったが、挑まれた者は、幾分の恐怖を起したので、それを面白半分にて些細の衝突を口実として決闘を申し込む者が続出し、果ては決闘に応じない者を嘲罵するなどの悪弊が生じたので、政府はついに同二十二年の末『決闘罪に関する件』というのを法律として公布し、『第一条、決闘を挑みたる者またはその挑みに応じたる者は、六か月以上二年以下の重禁固に処し、十円以上百円以下の罰金を付加す。第二条、決闘を行いたる者は、二年以上五年以下の重禁固

に処し二十円以上二百円以下の罰金を付加す』など、以下四か条を制定して、証人、介添人、場所貸与者をも罰することにしたので、この悪戯流行は全く絶滅した。」(河出文庫、1997年、pp.24-25)

宮本の一文を信じるならば、改正前商法に「決闘其他の犯罪」の文言が挿入されたのは、以上のような「西洋カブレの余弊」の影響を受けたものであった。生命保険約款は、改正前商法の規定に引きずられて「決闘」という文言を残したのであるが、実際には「決闘」による保険金免責の事例は報告おらず、第二次大戦直後には約款から削除されたのである。





一 保險料拂込方 保險金受取人其他保險証券面記載ノ要点ヲ變更セシムルハ此証券ノ書様ヲ請求シ書様料トシテ金五拾銭ヲ拂フ

一 保險料ニテ年分前金トシテ拂込ラバ本則トス但シ便宜ノ為半年掛三ヶ月掛月掛等ノ掛込方法ヲ設クトモ此年分ノ掛金皆済ニ至ラズシテ被保人死セシムルハ保險金支拂際其不足額ヲ引去ルベシ但シ申種終身保險申種養老保險定期修業保險ハ此限ニ非ズ

一 保險料掛込期日 保險料領收者ヲ差出ス申込人ノ不在領收者ノ疾病其他双方ニ起ル事由ノ為若シハ當會社ノ都合ニ依リ領收者ヲ差出サレバ規定ノ場合ニハ直ニ申込人ヨリ本社若クハ代理店ニ持込或ハ送金アルベシ

一 保險料掛込期日 延滞 掛込後六ヶ月ハ猶豫期限トシ此期間ニ其掛込延滞金額壹百圓ニ付日歩四錢ノ割合ナル利息ヲ添ヘテ拂込ムルハ契約ハ繼續スルモノトス若シ猶豫期間右ノ條件ヲ實踐セザルハ契約ハ保險料掛込期日ノ經過ノ際當然解除セラルモノト看做スベシ依テ掛込ヲ怠リ死亡スルモ保險金支拂責ニ任セズ

一 右掛金延滞六十日後尚二月以内ニ延滞掛金及保險金額五拾圓ニ付全壹圓以下ノ範圍内ニ於テ當會社ヨリ要求スル金額ヲ支拂フハ体格再診ノ上此契約ヲ回復スベシ

一 保險契約 都會ヨリ解約ヲ欲スルハ終身保險養老保險定期修業保險附テハ滿三年已上保險料掛込ヲ為シタル人有限掛金級身保險短期掛金養老保險ニハ滿三年限一三分一已上保險料掛込ヲシタル人限リ既拂込ミタル保險料三分一以下ナル金額ヲ拂込シ解約スベシ但シ定期保險ハ拂込未ダ

一 被保人旅行等ニ於テ其都度本支店出張代理店ノ内通知セラルベシ

一 保險契約滿期ニ達シタルハ當會社所定ノ滿期證明書必要ノ事項ヲ記入シ當會社ニ差出サレシ

一 被保人死セシタルハ其相續人等ヨリ直ニ當會社通知シ且ツ死後十日已内ニ所定ノ死亡證明書必要ノ事項ヲ記入シ保險金受取人并ニ証人二名調印シ該醫師ノ證明書并ニ市町村役場ノ証明ヲ經タル戸籍簿シテ取纏メ本社ニ差出スベシトス

一 當會社代理店主任ハ當會社ノ法律上代辦人非ズ

一 當會社在場合テハ其事實ヲ認知シタル日ヨリ六十日已内ニ保險契約又ハ其相續人ニ保險ノ解約ヲ申込ニ前記解約規定從テ處分ス(但シ既ニ保險金ヲ拂渡シタル後モ該規定ヲ準用ス)保險申込証書錯誤ノ事項アルハ保險契約申込其未ダ成立セサル間ニ在テ被保人ノ身歿ノ異狀ノ事實ヲ生シタルモ契約成立已前ニ當會社方其通知ヲ受ケザルベシ

一 本場合ニ於テハ保險契約當然無効屬シ當會社ハ保險金支拂ノ責ヲ負フベシ且ツ既ニ拂込ミタル保險料當會社所得シ其他何等ノ金額ヲモ支拂ハサルベシトス(一)保險申込証書錯誤又ハ隱蔽ノ事實アルモ其他重要ノ事項ニ錯誤アルトキ(二)被保人自自殺或ハ其他犯罪又ハ死刑ノ執行ヨリ死亡シ若クハ甚シキ粗暴等ノ為ニヨリ生命ヲ縮短シタルハ(三)保險契約人ハ保險金受取人ノ故意ノ屬スルニヨリ生命ヲ短縮シタルハ(四)精神上ノ異狀アルニ因リテ問ハズ總テ被保人ノ入水溺首自傷ニ關ル死亡

一 保險解約或ハ無効場合ニ此保險証券ハ本社ニ返附セラルベシ